

## 資料4 用語の説明

## 【あ】

## ◇EPA（経済連携協定）

2以上の国（又は地域）の間で、貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護、様々な分野での協力の要素等を含む幅広い経済関係の強化を目的とする協定。EPAの発効により、原則として外国人の就労が認められていない介護分野において、一定の要件（母国の看護学校卒業者等）を満たす外国人が、日本の介護福祉士国家資格の取得を目的とすることを条件に、特別養護老人ホーム等において就労・研修することを特例的に認めている。2018年3月現在、インドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国から受入れを実施している。

## ◇188（いやや）で見守り隊

消費者トラブルから高齢者を守るため自発的に見守り活動を行う団体・企業等の集まり。

「188」は消費者ホットラインの電話番号。

## ◇医療提供施設

病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設。

## ◇医療療養病床

⇒療養病床を参照

## 【か】

## ◇介護医療院

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。2018年に創設された。

## ◇介護サービス

介護保険に基づく要介護（支援）認定者を対象としたサービスの総称であり、居宅サービス、施設サービス及び地域密着型サービスをいう。

## ◇介護サービス事業者

介護保険法に基づき、知事や市町長の指定を受け、介護サービスを提供する者。

## ◇介護支援専門員（ケアマネジャー）

⇒ケアマネジャーを参照

## ◇介護専用型特定施設

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）のうち、入居者が要介護者とその配偶者（及び3親等以内の親族等）に限られているものをいう。

## ◇介護認定審査会

要支援・要介護の審査・判定のため、市町が設置する組織。保健、医療、福祉の学識経験者を市町村長が委員として任命する。なお、介護認定審査会は、地方自治法上の附属機関に該当し、複数の市町村で共同設置することができ、広域連合や一部事務組合が設置することもできる。

## ◇介護の未来ナビゲーター

介護の未来ナビゲーターは、若い世代の介護の仕事への理解を深めるため、出前講座やイベント等を活用した情報発信活動を行う県内介護サービス事業所で働く若手介護職員。静岡県知事から委嘱を受け、活動している。

## ◇介護福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて国家資格として確立された福祉専門職であり、専門知識と技術を持って、心身の障害で日常生活に支障がある人に対する身体介護や自立支援、介護者に対する介護指導を行う者をいう。

## ◇介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の総称である。

## ◇介護保険法

加齢に伴って生ずる心身の変化により、介護を

必要とする状態になった人について、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要なサービスの給付を行う介護保険制度の根拠となる法律であり、2000年4月に施行された。

#### ◇介護マーク

認知症の人を介護する家族からの要望を受けて、静岡県が2010年に作成した介護中であることを表示するマーク。

#### ◇介護マーク普及協力事業所

事業活動に際して可能な範囲で「介護マーク」の普及に協力することを申し出ていただいた事業所に対して、県が「協力事業所」として指定した事業所。

#### ◇介護予防事業

本計画上の定義として、介護予防・日常生活支援総合事業のうち、生活支援サービスを除く事業のことをいう。

#### ◇介護予防・日常生活支援総合事業

市町が中心となって、地域の実情に応じて、住民をはじめ多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対し効果的かつ効率的な支援等を提供する事業。従来、予防給付として実施されていた介護予防訪問介護、介護予防通所介護を移行するなど、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業がある。

#### ◇介護離職

家族などの介護のためにやむを得ず仕事をやめることをいう。

「一億総活躍社会」の実現に向けた基本方針のひとつである「安心につながる社会保障」において、この介護離職をなくすことを目的に、「介護離職ゼロ」として、在宅や施設でのサービスの整備の加速化、介護人材の確保による必要な介護サービスの確保、介護休業を取りやすくするための働く環境改善・家族支援に取り組むこととしている。

#### ◇介護療養病床

⇒療養病床を参照

#### ◇介護ロボット

上肢や下肢に装着して運動機能等を補助したり、食事・入浴・排泄の支援、ベッドから車椅子への移乗など、要介護者の生活の質の維持・向上や、介護者の負担軽減に資する介護分野で使用されるロボットをいう。国は、高齢者人口の増加や介護職員不足に対応するため、介護ロボットの開発・導入を進めている。

#### ◇回復期病院

本計画上の定義として、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有する病院をいう。

#### ◇かかりつけ医

なんでも相談できる上、最新の医療情報を熟知して、必要な時には専門医、専門医療機関を紹介でき、身近で頼りになる地域医療、保健、福祉を担う総合的な能力を有する医師をいう。

#### ◇かかりつけ薬局

患者さんが飲んでいる薬を一元的に、継続的に管理し、いつでも相談に応じる薬局。

複数の医療機関からの薬の重複や危険な飲み合わせ（相互作用）等の確認や訪問薬剤管理、薬や健康に関する相談等を通じて薬物療法の有効性・安全性を確保する。

#### ◇看護小規模多機能型居宅介護事業所

介護保険法により、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護（訪問、通い、宿泊）に加え、必要に応じて訪問看護を提供するサービス）を提供する事業所として市町長の指定を受けたものをいう。

#### ◇機能強化型訪問看護ステーション

通常の訪問看護ステーションよりも、人員基準が高めに設定されており、24時間対応、ターミナルケア、重症度の高い患者の受入れを行い、同一敷地内に居宅介護支援事業所を設置することで、医療と介護の一体的なサービスを提供する機能を

持った訪問看護ステーション。

#### ◇機能訓練指導員

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、看護職員、柔道整復師等の資格を有する者）をいう。

#### ◇キャラバン・メイト

認知症サポーター養成講座の講師役であり、自治体等が主催するキャラバン・メイト養成研修を修了し、全国キャラバン・メイト連絡協議会に登録された者をいう。

#### ◇キャリアパス制度

中長期的な職業経歴上の道筋で、能力、資格、経験に応じた給与・処遇体系を定める制度のこと。

#### ◇急性期病院

本計画上の定義として、急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能を有する病院をいう。

#### ◇居住系サービス

本計画上の定義として、居宅サービス等のうち、実質的には施設に入居して介護サービスの提供を受ける「特定施設入居者生活介護」や「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」のことをいう。

#### ◇居宅

本計画上の定義として、生活の拠点である自宅、高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホームをいう。

#### ◇居宅サービス

訪問介護、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、福祉用具貸与等の在宅で生活する要介護者及び要支援者を対象としたサービスをいう。

#### ◇ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護（支援）認定者や家族等から相談を受け、その心身の状況に応じ、適切なサービスを組み合

わせた居宅（介護予防）サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町、介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う者をいう。

#### ◇減塩55プログラム

脳卒中（脳血管疾患）の予防に向け、5年で5%の減塩を目標に2015年度に新たに開発した取組

#### ◇健康寿命

介護等を必要とせず、日常的に制限なく自立した生活ができる期間をいう。

#### ◇健康マイレージ

日々の運動や食事、休養などの目標を達成できた場合や、健康診断の受診、健康講座やスポーツ教室、ボランティアなどの社会参加を行った場合にポイントを付与し、一定のポイントを達成した人には、「ふじのくに健康いきいきカード」を発行し、「ふじのくに健康いきいきカード協力店」でサービスが受けられる制度。

#### ◇言語聴覚士（ST）

厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う者をいう。

#### ◇高度急性期病院

本計画上の定義として、急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する機能を有する病院をいう。

#### ◇高齢者虐待

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命・健康・生活が損なわれるような状態に置かれることをいう。傷害や拘束による身体的加害、脅迫や言葉の暴力による心理的加害、搾取や横領といった経済的加害などの積極的・直接的な人権侵害だけではなく、無視や保護の放棄、更衣や排泄等の際に心情を考慮しない行為といった消極的・間接的な行為による人権侵害も虐待行為に含まれる。

## ◇高齢者の生活と意識に関する調査(生活意識調査)

⇒生活意識調査を参照

## ◇高齢者保健福祉圏域

老人福祉法の老人福祉圏域であり、都道府県介護保険事業支援計画において、介護給付等対象サービスの見込量を定める単位となる区域で、本県では8圏域を定めている。老人福祉圏域は、保健医療サービス及び福祉サービスの連携を図るため、2次保健医療圏と一致させることが望ましいとされており、本県では一致した圏域としている。

## ◇互助

家族・友人・近隣住民など、個人的な関係性を持つ人同士が助け合い、それぞれが抱える生活上の課題をお互いに解決しあう力。相互に支え合う点では、共助と共通するが、共助は費用負担が制度として裏付けられている（医療保険、介護保険など）。

地域包括ケアシステムにおいては、様々な生活上の課題を「自助・互助・共助・公助」の連携によって解決する取組が必要となる。

## ◇個別ケア

効率性が重視された「集団ケア」に対して、入所者一人ひとりの個性や生活リズムを尊重して提供する介護サービスの手法。個別ケアを実践する手法の一つとして「ユニットケア」がある。

## ◇混合型特定施設

特定施設（有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）のうち、介護専用型特定施設以外のものをいう。

## 【さ】

## ◇サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき登録された住宅で、主に60歳以上の入居者に対し、状況把握及び生活相談サービスを提供する。大半が食事提供等も行うため老人福祉法に基づく有料老人ホームにも該当する。

## ◇災害派遣福祉チーム（DCAT）

⇒DCATを参照

## ◇在宅

本計画上の定義として、病院以外の療養の場である居宅（自宅、高齢者向け住宅、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム）、認知症対応型共同生活介護事業所、介護保険施設をいう。

## ◇在宅医療

通院が困難な患者の居宅等において提供される医療のことをいい、訪問診療、往診、訪問看護、訪問リハビリテーション等がある。

## ◇在宅歯科医療推進室

在宅等において療養し、疾病、傷病、障害等のため通院による歯科治療が困難な者に対する歯科医療提供体制の充実を図るため、県民や医療機関、介護事業者に対し歯科訪問診療実施医療機関の情報提供を行うとともに、在宅歯科医療に関する相談に応じる機関。

## ◇在宅療養後方支援病院

当該病院を緊急時に入院を希望する病院としてあらかじめ当該病院に届け出ている患者（入院希望患者）に対して在宅医療を提供している医療機関と連携し、3月に1回以上、診療情報の交換を行っており、緊急時にいつでも対応し、必要があれば入院を受入れる病院。200床以上の病院であることが要件。

## ◇在宅療養支援病院

地域における患者の在宅療養の提供に主たる責任を有し、訪問看護ステーション等との連携により、24時間体制で往診や訪問看護を実施できる体制を有し、かつ、緊急時に在宅療養患者が入院できる病床を常に確保している病院。半径4km以内に診療所がないか、または、200床未満の病院であることが要件。

## ◇作業療法士（OT）

厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、身体又は精神に障害のある人に対し、主に手先を使う作業療法

(手芸、工芸、治療的ゲーム等)を用いて日常生活を営むための訓練等を行う者をいう。医療機関や福祉施設等に従事する。

#### ◇サテライト型

地域の実情等により効率的な事業実施のために、訪問看護等において、本体事業所と密接な連携を図ることを前提として別の場所に設置される従たる事業所をいう。

#### ◇静岡県医療費適正化計画

高齢者の医療の確保に関する法律による「医療費適正化を推進するための計画」に位置付けられるもので、「県民の健康の保持」と「医療の効率的な提供の推進」について、国と政策目標を共有し、県民、医療保険者、医療機関、市町等と協働して取り組んでいくための計画である。

#### ◇静岡県社会福祉人材センター

社会福祉法に基づき、社会福祉施設等への就労に関する無料職業紹介や福祉従事者への各種研修等を行う機関。静岡県では、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会が運営に当たっている。

#### ◇静岡県住宅マスタープラン

静岡県住生活基本計画と静岡県高齢者居住安定確保計画を兼ねる計画。

静岡県住生活基本計画は静岡県総合計画の分野別計画であり、「住生活基本法」(平成18年法律第61号)第17条の規定に基づき、県民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、住宅政策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定したものの。

#### ◇静岡県地域医療構想

医療需要の将来推計をもとに2025年の4つの機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとの必要病床数、在宅医療等の必要量を推計し、バランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進し、急性期から退院時の支援、在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目なく総合的に確保するため、将来のあるべき医療提供体制の方向性を明示したものの。

#### ◇静岡県保健医療計画

医療法による「医療提供体制の確保を図るための計画」に位置付けられるもので、県民がいつでも、どこでも、安心して必要な保健医療サービスが受けられる体制を整備するための保健医療施策の基本指針。6疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、肝炎、精神疾患)、5事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療)について、指標と数値目標を示しながら、2次医療圏ごとの医療連携体制構築を進めるものである。

#### ◇シズケア\*かけはし

正式名称は静岡県在宅医療・介護連携情報システム。

静岡県在宅医療推進センターを設置する静岡県医師会において、在宅医療分野における連携を目的に2014年度から稼働した「静岡県版在宅医療連携ネットワークシステム」を2016年度に、これまでの患者情報のみでなく、施設・サービス情報等の共有や掲示板機能等によるシステム利用者間の交流及び情報発信を行うことのできる機能を追加することで、地域包括ケアシステムにおける連携を目的としたシステム。

#### ◇シニア等人材バンク

経験豊富なシニア等の就業と県内企業の人材確保を支援するため、県ホームページ「しずおか就職net」上に、「シニア等人材バンク」を設置し、人材と企業とのマッチングを促進するしくみ。

#### ◇社会健康医学

医学・医療と社会・環境を包括した活動などを通じて人々の健康と福祉の向上を図るための学問であり、人々の健康問題の原因を主とした人間と社会・環境の関係性の中で分析し、その予防方法や解決方法を研究する「公衆衛生学」をベースに、「ゲノム情報疫学」、「健康情報学」、「医療統計学」などの新しい視点を加えたもの

#### ◇社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的として、社会福祉法に基づき設立される民間団体をいう。市町村社会福祉協議会は、原則として市町村ごとに一

つ設置され、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、住民の社会福祉活動への参加の援助等を行う。県社会福祉協議会は、広域的な見地から事業を実施するとともに、人材の養成、市町村社会福祉協議会相互の連絡・調整を行う。

#### ◇社会福祉士

社会福祉士及び介護福祉士法に基づいて国家資格として確立された福祉専門職で、身体や精神の障害により日常生活に支障がある人や家族に対し助言等を行う者をいう。

#### ◇社会福祉施設

生活保護法の保護施設、老人福祉法の老人福祉施設、障害者総合支援法の障害者支援施設、児童福祉法の児童福祉施設、売春防止法の婦人保護施設をいう。

#### ◇若年性認知症

65歳未満で発症する認知症のことをいう。働き盛りで発症することから、就労や家事・育児への影響など、高齢期の認知症とは異なる課題がある。

#### ◇住宅確保要配慮者

高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者など、経済的、社会的理由によって、市場において自力で適正な水準の住宅を確保することが困難であり、住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

#### ◇主任介護支援専門員

「主任介護支援専門員研修」を修了した介護支援専門員であって、介護支援専門員が日常的業務を行う上での相談・支援や困難事例への指導・助言を行うなど、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを担う。地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等に従事する。

#### ◇自立高齢者

要支援・要介護認定を受けていない高齢者のことをいう。

#### ◇新オレンジプラン

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み

慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指すために、国が2015年1月に策定した「認知症施策推進総合戦略」

#### ◇身体介護

訪問介護サービスのうち、食事介助、着替え、おむつ交換等利用者の身体に直接触れて行うサービスのこと。これに対し、掃除、洗濯、調理など利用者の生活の手伝いをするサービスを「生活援助」という。

#### ◇身体拘束

介護保険施設等において入所者をベッドや車いすに縛りつけたり、ベッドを柵で囲むなど、入所者の身体の自由を奪うこととなる行為形態。介護保険施設の運営基準においては、「入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」を除いて禁止されている。

#### ◇身体拘束ゼロ作戦

身体拘束は、人権擁護の観点から問題があるだけでなく、高齢者の生活の質を根本から損なう危険性を有している。身体拘束のないケアの実現に向け、「身体拘束ゼロ作戦」として、国、県、介護現場等が一体となって様々な取組を進めている。

#### ◇身体拘束ゼロ宣言

身体拘束ゼロを目指して取組を実施している事業所が行う宣言。

#### ◇スーパートランスファー

利用者が持っている力を最大限に引き出すことにより、四肢麻痺がある方でも介護者一人で安全に安楽に行える介助方法で、介護アドバイザーの青山幸広氏による介護における移乗の技術（スーパートランス）。

#### ◇すこやか長寿祭

高齢者のふれあいと生きがいづくり、世代間交流の促進のために開催する、60歳以上の県民を対象としたスポーツ大会、文化交流や美術展等をいう。

## ◇生活意識調査(高齢者の生活と意識に関する調査)

県内の高齢者の生活実態や意識を把握し、長寿社会保健福祉計画策定の基礎資料とするため、計画策定の前年度に県が共通調査票の作成・集計を、市町が調査の実施等を行っている。

## ◇生活援助

訪問介護サービスのうち、掃除、洗濯、調理など利用者の生活の手伝いをするサービスのこと。これに対し、食事介助、着替え、おむつ交換等利用者の身体に直接触れて行うサービスを「身体介護」という。

## ◇生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)

高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け資源(サービス)開発や関係者間のネットワークの構築を行う者をいう。

## ◇生活支援サービス

高齢者を始め住民の日常生活を支えるサービス。見守り、外出支援、買い物、調理、掃除などがこれにあたり、サービス提供の主体を限定するものではない。

## ◇生活相談員

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等において、入所の相談・面接、入所者の生活に関する相談、行政や医療機関等との連絡調整を行う者をいう。

## ◇生産年齢人口

年齢別人口のうち労働力の中核をなす15歳以上65歳未満の人口層。

## ◇成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない人の権利を擁護し生活を支援するため、家庭裁判所により選任された後見人が財産管理や身上監護を行う法制度。

## ◇全国健康福祉祭(ねんりんピック)

スポーツや文化・芸術活動等を通じて、60歳以

上の方を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力のある長寿社会の形成に寄与することを目的に、1988年から毎年開催されている全国的規模の祭典をいう。2006年には、静岡県で「ねんりんピック静岡2006(第19回全国健康福祉祭しずおか大会)」が開催された。

## 【た】

## ◇ターミナルケア

終末期ケアとも呼ばれ、一般的には人生の最終段階において、最期まで人間らしくあるよう、生活の質の向上を重視して提供される医療、看護、介護を表現するものとして使われている。

## ◇第1号被保険者

市町村の住民のうち、65歳以上の人をいう。

## ◇退院前カンファレンス

退院に向けて患者とその家族が、病院内の関係者(主治医、病棟看護師、退院調整担当者等)や在宅療養の関係者(かかりつけ医、訪問看護師、介護支援専門員等)とともに、退院に関わる問題の明確化や目標の共有を目的に実施する話し合い。

## ◇第2号被保険者

市町村の住民のうち、40歳以上65歳未満の医療保険加入者(被保険者、組合員等、被扶養者)をいう。

## ◇多床室

介護保険施設等において複数のベッドを備えている部屋のこと。4人部屋が多く、プライバシーの確保が難しい反面、個室と比べ費用が安い。

## ◇団塊の世代

第二次世界大戦後のベビーブーム(1947年から1949年)に生まれた世代の塊をいう。

## ◇地域医療介護総合確保基金

消費税増収分を財源として各都道府県に設置している基金で、地域医療構想を実現するための施策など、毎年度作成する事業計画に基づき基金を

活用した事業を実施している。

#### ◇地域医療構想調整会議

構想区域ごとに、医療関係者、医療保険者その他の関係者から構成する医療法第30条の14に基づく会議体で、関係者との連携を図りつつ、将来の病床の必要量を達成するための方策、その他の地域医療構想の達成を推進するため必要な協議を行う。

#### ◇地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

#### ◇地域ケア会議

市町や地域包括支援センターが多職種で高齢者への適切な支援と必要な支援体制を検討する会議。

個別ケースの解決を行う個別会議と地域課題の解決や施策形成等に繋げる推進会議がある。

#### ◇地域支援事業

被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、介護状態になった場合でも、できる限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として市町村が行う事業をいう。

2015年の介護保険制度の改正により、要支援者を対象とした予防給付の訪問介護及び通所介護が地域支援事業に移行されるとともに、包括的支援事業に在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の充実、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が新たに加わった。

これにより、必須事業の介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）、包括的支援事業と任意事業（介護給付費等費用適正化、家族介護支援等）により構成されることとなった。

#### ◇地域福祉計画・地域福祉支援計画

市町が策定する地域福祉計画は、地域福祉を推進

する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することを目指す計画であり、地域における高齢者、障害のある人、児童、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項が定められる。

県が策定する地域福祉支援計画は、市町が「地域福祉計画」の達成のために公私の協働で進める取組を、県が広域的な見地から支援するために策定する計画である。

#### ◇地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対し、関係する様々な専門家や事業者、ボランティア等との連携を図り支援する。

また地域の生活課題の共有化、住民のネットワーク形成など、課題解決に向けて活動する。

#### ◇地域包括ケアシステム

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域で最期まで自分らしい生活を送れるように、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制をいう。

#### ◇地域包括支援センター

地域の高齢者の心と身体の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助を包括的に行う中核機関であり、各市町に設置されている。介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務を担う。

#### ◇地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護など、介護を必要とする人が住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスをいう。

#### ◇地域密着型通所介護事業所

定員18人以下の小規模な通所介護事業所（デイサービス）で、原則として利用者は、事業所のある市町の住民に限られる。

## ◇DCAT（災害派遣福祉チーム）

大規模災害発生時に福祉避難所等において、要配慮者の福祉的ニーズを把握し生活の支援に当たる社会福祉士や介護福祉士などから構成される専門職チーム。

## ◇特定保健指導

特定健診の結果により、一定の判定項目に該当するものに対して、生活習慣の改善を目的に行う保健指導をいう。

## 【な】

## ◇2次保健医療圏

医療法に基づき都道府県が定めるもので、特殊な医療を除く入院医療に対応し、医療機関の機能連携に基づく医療サービスと広域的・専門的な保健サービスとの連携等により、包括的な保健医療サービスを提供する圏域をいう。

## ◇日常生活圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に考え市町が設定する区域をいう。

## ◇日常生活自立支援事業

認知症、知的障害、精神障害等があるために判断能力が不十分な人に対して、自立した地域生活が送れるように利用者との契約に基づいて生活支援員を派遣し、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理などを行う事業。実施主体である県社会福祉協議会からの委託により市町社会福祉協議会が生活支援員の派遣等を行う。

## ◇認知症カフェ

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人など、誰もが気軽に参加できる「集いの場」。

## ◇認知症サポーター

地域、企業、学校等において、認知症に関する正しい理解や認知症高齢者に対する接し方等について学ぶ「認知症サポーター養成講座」の修了者であり、認知症の人や家族を温かく見守る応援者をいう。

## ◇認知症サポート医

「認知症サポート医養成研修」を修了し、「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の講師、地域の「かかりつけ医」への助言や支援等の役割を担う医師をいう。

## ◇認知症疾患医療センター

認知症疾患における鑑別診断や専門医療相談、医療機関等の紹介、地域保健医療・介護関係者への研修や連携等を行い、都道府県又は指定都市が指定する専門医療機関をいう。

## ◇認知症初期集中支援チーム

市町に設置され、複数の専門職（保健師、看護師、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士等）が、認知症が疑われる人、認知症の人とその家族を訪問し、認知症の専門医による鑑別診断等を踏まえて、観察・評価を行い、本人や家族支援等の初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームをいう。

## ◇認知症地域支援推進員

市町において医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行うために配置された者をいう。

## ◇ねんりんピック → 全国健康福祉祭

## ◇ノーマライゼーション

障害のある人も無い人も、社会生活を送る中で、社会的にも精神的にも分け隔てなく生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す考え方。

## ◇ノーリフトケア

一般社団法人日本ノーリフト協会が推進する、利用者の状態に合わせて福祉用具を有効に活用し、介護者の腰痛予防にも資する介護（ケア）のこと。

## 【は】

## ◇BPSD

認知症の行動と心理症状（Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の頭文

字をとったもの。記憶障害を始めとする中核症状に対して、暴言や暴力、興奮、抑うつ、不眠、昼夜逆転、幻覚、妄想、せん妄、徘徊など、認知症の人の置かれている環境や人間関係、性格などが絡みあって起きる症状のため、人それぞれ表れ方がことなる。

#### ◇避難行動要支援者

「要配慮者」（高齢者、障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害発生時等に特に避難支援を要する者をいう。

#### ◇福祉機器

高齢者等の生活や介護・介助の支援のために用いる機器・用具のこと。「福祉用具」ともいう。

#### ◇福祉施設介護員

児童福祉施設、身体障害者福祉施設、老人福祉施設その他の福祉施設において、入所者の身近な存在として日常生活の身の回りの世話や介助・介護の仕事に従事する者をいう。

#### ◇福祉避難所

一般の避難所では避難生活が困難な要配慮者のため、バリアフリー対策が施され、福祉サービス等が受けられるよう、あらかじめ指定された社会福祉施設等をいう。

#### ◇福祉用具専門相談員

福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所（予防給付を含む。）において、要支援・要介護認定者が福祉用具を選定する際に、専門的知識に基づいて助言等を行う者をいう。

#### ◇ふじ33プログラム

健康長寿の3要素（運動、食生活、社会参加）のメニューを取り入れた静岡県独自の健康長寿プログラム

65歳以上を対象に、ふじ33プログラムの自己チェック表などを簡素化したものを「シニア版ふじ33プログラム」という。

#### ◇ふじのくに健康増進計画

健康増進法第8条第1項の規定に基づく都道府

県健康増進計画であり、健康長寿日本一の実現のため、「富国徳の理想郷“ふじのくに”づくり」を基本理念とし、「県民の健康寿命の延伸と生活の質の向上」を目標に掲げた本県の健康づくりの基本計画。2014年3月に第3次計画を策定した。

#### ◇ふじのくにささえあい手帳

認知症の人やその家族、医療や介護の専門職が情報を共有し、認知症の人の想いを尊重し、状態に応じて適切なサービスが提供されることを目的として、県医師会と協力して、2016年度に作成した、本県独自の認知症連携パス。

#### ◇ふじのくに障害者しあわせプラン

障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」に位置付けられるもので、障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現を基本目標に2018年3月に策定した。

#### ◇訪問介護員（ホームヘルパー）

在宅の高齢者等の家庭を訪問して、介護や生活支援を行う者をいう。介護福祉士等の資格が必要である。サービスの実施主体である社会福祉協議会や非営利団体、民間事業者などに所属している。

#### ◇訪問診療

在宅での療養を行っている患者であって、疾病、傷病のために通院による療養が困難な者に対して定期的に訪問して行われる診療。

#### ◇訪問薬剤管理

薬剤師が医師・歯科医師の指示により居宅に訪問して行う薬剤管理業務。

薬をきちんと服用できるよう、患者の生活スタイルに合わせた服薬時間や飲みやすい剤形の医師、患者等への提案や残薬整理等を行うとともに、在宅医療等に必要な麻薬や輸液、医療材料等の供給を行う。

#### ◇ホームヘルパー → 訪問介護員

#### ◇ボディーメカニクス

体の動きや力学などの知識を活用し、介護の負

担を軽減させる技術。

## 【ま】

### ◇慢性期病院

本計画上の定義として、ある程度病状が安定し、長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能を有する病院をいう。

### ◇見守りネットワーク

地域住民、福祉団体、民間企業等が参加し、高齢者等の搜索、通報、発見、保護、見守り等を行う連携体制をいう。

### ◇民生委員・児童委員

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員（任期3年、無報酬）で、児童福祉法に定める児童委員を兼ねている。一定の区域を担当し、自らも地域住民の一員という性格をもって住民の見守りや相談活動を行い、必要に応じて専門機関へつないだり、福祉サービスの情報提供などを行う。

## 【や】

### ◇有床診療所

19床以下の病床を備え、通院治療及び必要があれば入院をして治療を行うことができる医療機関をいう。

### ◇ユニットケア

特別養護老人ホーム等で、10人程度の少人数で1ユニットをつくり、個室と共同生活室（リビング）という在宅に近い居住環境の中で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに合わせて、他の利用者との人間関係を築きながら日常生活を過ごせるように介護を行うことをいう。

### ◇養介護施設

老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設を含む）や有料老人ホーム、介護保険法に規定される介護老人福祉施設や介護老人保健施設、介護療養型医療施設地域包括支援センター、その他サービス付き高齢者向け住宅等で現に介護

サービスを従事している居室等を指す。

高齢者虐待においては、「養介護施設」の他、老人福祉法に規定されている老人居宅生活支援事業所、介護保険法に規定されている居宅サービス事業・地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業をさす「養介護事業」をあわせた範囲を「養介護施設等」の範囲としている。

### ◇養護者

同居・別居を問わず、高齢者を現に養護している者であって養介護施設従事者等以外の者をいう。

### ◇要配慮者

2013年6月の災害対策基本法の一部改正により、これまで一般的だった「災害時要援護者」という用語に替わって用いられている用語で、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人をいう。

## 【ら】

### ◇RUN伴

認知症になっても安心して暮らしていける町を目指して、認知症の人や家族、支援者、一般の人が少しずつリレーをしながらタスキを繋ぐ全国を縦断する認知症啓発イベント。

### ◇理学療法士（PT）

厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用い、身体に障害のある人に対して、医師の指示の下、運動療法や物理療法（熱や電気、水などを用いた療法）等を用いた機能回復訓練を行う者をいう。医療機関やリハビリ施設、福祉施設等に従事する。

### ◇療養病床

主として長期療養を必要とする患者のための病床として医療法上の許可を受けた病院・診療所の病床（精神・感染症・結核病床を除く）で、医療保険適用の医療療養病床と介護保険適用の介護療養病床がある。

介護療養病床及び医療療養病床（診療報酬基準

上の看護師等の人員配置25対1)については、制度継続が2023年度末までとなっている。

#### ◇老人福祉法

高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対して、その心身の健康保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的に、1963年に制定された。



